一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の五〇	一〇〇分の五〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の三五	一〇〇分の二五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の六〇	一〇〇分の七〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の四五	一〇〇分の五〇

別表第三の二第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の三〇」を「一〇〇分の二五」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百六十五条の次に次の一条を加える。

第百六十五条の二　大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

一　卒業の認定に関する方針

二　教育課程の編成及び実施に関する方針

三　入学者の受入れに関する方針

2　前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第百七十二条の二第一項第一号中「目的」の下に「及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針」を加え、同項第四号中「入学者に関する受入方針及び」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第三項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改める。

第一条第一項第四号中「並びに大学」を「、大学」に改め、「実地調査」の下に「並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取」を加え、同項に次の一号を加える。

五　認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

第一条第二項中「、当該認証評価に係る大学評価基準が」及び「事項について認証評価を行うものとして定められている」を削り、同項各号を次のように改める。

一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ　教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ　教員組織に関すること。

ハ　教育課程に関すること。

ニ　施設及び設備に関すること。

ホ　事務組織に関すること。

ヘ　卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ　財務に関すること。

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二　前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三　設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。